

中国編

【1】 化学物質規制—新汚染物質管理重点規制対象物質—化学物質関連
全 6 ページ

法律/政策の名称	(1) 新規化学物質環境管理登録弁法 (2) 危険化学品安全管理条例
現地語名称	(1) 新化学物质环境管理登记办法 (2) 危险化学品安全管理条例 サンプルのリンクは削除
公布/施行日等	(1) 2020 年 4 月 29 日公布、2021 年 1 月 1 日施行 (2) 2011 年 3 月 2 日全面改正、2011 年 12 月 1 日施行
カバー期間	2022 年 6 月初めから 2022 年 11 月終わり

バックグラウンド情報

■中国における化学物質一般に関する主な法令は以下のとおりである。この 2 法令は 2021 年 12 月から 2022 年 5 月までの期間に改正されていないが、2 法令に基づきいくつかの法令が公布あるいは改正がなされている。

- ・新規化学物質環境管理登録弁法
- ・危険化学品安全管理条例

■新規化学物質環境管理登録弁法について

...サンプルのため省略...

■危険化学品安全管理条例について...サンプルのため省略...

■化学物質規制の根拠となる重要文書である「新汚染物質管理行動計画」について

...サンプルのため省略...

最近の主な動向

■「重点管理新汚染物質リスト」の意見募集稿を公表—PFOA 類やデクロラプラスなど計 14 種の管理措置を規定

同リストは 2022 年 5 月に国务院が発表した「新汚染物質対策行動計画」に基づき策定されたものであり、2022 年 9 月 27 日に公表されており、2022 年 10 月 28 日までに意見募集が行われていた。今回のリストでは、計 14 種類の重点管理新汚染物質や、物質ごとの管理措置が規定されており、同措置には生産、加工・使用、輸出入の禁止・制限措置や、排出削減措置などが含まれる。列記されている物質および管理措置の一部は下表を参照。

No.	新汚染物質の名称	主な環境リスクの管理措置 (一部のみ)
1	ペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩類、およびパーフルオロオクタンスルホニルフルオリド (PFOS 類)	...サンプルのため省略...
2	ペルフルオロオクタン酸とその塩類、および関連	

	化合物 (PFOA 類)	
	...サンプルのため省略...	
14	抗生物質	

- 中国塗料工業会、73 種類の化学品の使用状況について調査開始
...サンプルのため省略... 73 種類の化学品の使用状況について調査を行うことを通知した。

- 「新汚染物質対策行動計画」に基づく各地方政府の動向
同計画は公布された後、各地方政府は同計画の方針に基づき、地域の特徴に合わせて関連政策を策定・公表している。一部の地域の政策の特徴を下表にまとめた。

地域	政策内容 詳細はサンプルのため省略...
上海市	上海市新汚染物質対策行動業務計画 (意見募集稿)
江蘇省	江蘇省新汚染物質対策業務計画 (意見募集稿)
浙江省	浙江省新汚染物質対策業務計画 (意見募集稿)

今後の展開とスケジュール

- 「重点規制新汚染物質リスト」は動的に発表され、2022 年中に発表される予定であるが、2022 年 12 月 2 日時点でまだ公布されていない。しかし、生態環境部が 2022 年 11 月 29 日に開催した会議では、同リストはほぼ原案通り可決したため、近いうちに公布される可能性が高いと考えられる。...サンプルのため省略...

EnviX 展望と見解

「新汚染物質管理行動計画」には、含有量制限により規制する重点規制新汚染物質について、玩具や学生用品などの関連製品の強制国家標準に含有量制限要求を盛り込み、その実施を厳しく監督し、製品消費過程で発生する新汚染物質の環境への排出を削減することが明記されているし、消費財に関する国家標準も新たに公布されたため、今後、玩具や学生用品などの消費財における有毒・有害化学物質の含有量規制要求を定めた強制国家標準の段階的な整備が進められものと見られる。使用禁止の有害物質を含有する製品は販売できないし、あるいは使用制限の有害物質の含有基準を満たさない製品も販売できないため、強制性のある国家標準の策定状況を絶えず注視し、適切な対応が早期にできるよう事前に準備されることを薦めたい。

また、中国政府は国際条約の履行を適切に進めている。2022 年 3 月 5 日中国政府は、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約)」規制対象物質への追加が審議されている「ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩および PFHxS 関連物質」の中国国内における生産、使用、輸出入、代替品などに関する情報の募集を開始し、中国国内の関係者を対象に関連情報の提供を求めている。同物質は「重点管理新汚染物質リスト」の意見募集稿にも収載されており、生産、加工・使用、輸出入が禁止されると規制されているため、今後新汚染物質として管理されると考えられる。

最新の動向の部分に纏めたように、「新汚染物質管理行動計画」に基づき策定した地方の政策は、国の方針および目標とほぼ一致しているが、それぞれの特徴もある。特に、国の目標より前倒しになる地域目標や「重点規制新汚染物質補足リスト」などの公布情報を注視されたい。

【2022.12.03 YJ】

